



平成 29 年 8 月 22 日

各 位

株式会社アインホールディングス  
代表取締役社長 大谷 喜一  
(コード9627：東証第一部 札証)  
問い合わせ先  
役職・氏名 代表取締役専務  
水島利英  
TEL 011-814-1000

## 公募及び第三者割当による新株式発行、 自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 22 日開催の取締役会において、公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該新株式発行及び自己株式の処分に伴い、当社の主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

### 【本資金調達のための目的】

当社グループは、調剤薬局事業において全国 47 都道府県でグループ合計 1,055 店舗の調剤薬局を展開しており、平成 29 年 4 月期はM&Aを含む 209 店舗を出店しております。

平成 28 年 4 月の調剤報酬改定では、いわゆる門前薬局の評価が見直される一方、患者本位の医薬分業の実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局となることが強く求められる内容となりました。当社グループでは、以前より、「かかりつけ薬剤師・薬局」としての機能を発揮すべく、在宅対応を中心とした地域医療との連携、お薬手帳等を活用した薬剤に関する情報の一元的・継続的管理の強化及びジェネリック医薬品の使用を促進しており、引き続き取組みを継続するとともに、M&Aを含めた積極的な新規出店により、事業規模の拡大を推進いたします。

ドラッグストア事業においては、同業間における同質化競争、業種間を超えた統合・再編による競合により、市場環境は厳しいものになっております。当社グループでは、このような環境において、コスメティックを中心とした商品構成により、一般のドラッグストアと差別化を図り、都市型ドラッグストア「アインズ&トルペ」を軸として全国都市部に 52 店舗を展開しており、既存店の改装及び関連商品のMD強化により集客力向上に努めております。

今般、両事業の新規出店及び既存店改装等による成長戦略及び財務体質のさらなる強化を実現するため、本公募による新株式発行及び自己株式の処分により、グループ新規出店に係る資金を調達するものであります。

これらのさまざまな取組みにより、当社グループの株主価値をさらに高めてまいります。

なお、本資金調達においては、株式会社セブン&アイ・ホールディングスを割当先とする第三者割当による新株式発行を併せて行うことで、同社グループとの連携を強化し、当社グループの更なる発展を実現してまいります。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### I. 公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分並びに株式売出し

#### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,820,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年8月30日(水)から平成29年9月5日(火)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、公募による新株式発行（一般募集）における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして公募による新株式発行（一般募集）における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成29年9月6日(水)から平成29年9月12日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

#### 2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 180,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行（一般募集）における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、公募による自己株式の処分（一般募集）における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、公募による自己株式の処分（一般募集）

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

における処分価格（募集価格）は、公募による新株式発行（一般募集）における発行価格（募集価格）と同一とする。

- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして公募による自己株式の処分（一般募集）における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行（一般募集）における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成29年9月6日(水)から平成29年9月12日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とし、公募による新株式発行（一般募集）における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 3. 株式会社セブン&アイ・ホールディングスを割当先とする第三者割当による新株式発行

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 270,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行（一般募集）及び公募による自己株式の処分（一般募集）（以下「一般募集」と総称する。）における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成29年9月6日(水)から平成29年9月12日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とし、一般募集における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、一般募集が中止された場合には、本第三者割当による新株式発行も中止する。

### 4. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 450,000株  
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）

- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

5. 野村証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 450,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成29年10月2日（月）  
（ 申 込 期 日 ）
- (6) 払 込 期 日 平成29年10月3日（火）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、一般募集が中止された場合には、本第三者割当による新株式発行も中止する。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「4. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、450,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成29年8月22日（火）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式450,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成29年10月3日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年9月26日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

## 2. 今回の公募及び第三者割当増資による新株式発行に係る発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	31,888,212株	(平成29年8月22日現在)
公募による新株式発行に係る増加株式数	2,820,000株	
公募による新株式発行後の発行済株式総数	34,708,212株	
株式会社セブン&アイ・ホールディングスを割当先とする第三者割当増資に係る増加株式数	270,000株	
株式会社セブン&アイ・ホールディングスを割当先とする第三者割当増資後の発行済株式総数	34,978,212株	
野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資に係る増加株式数	450,000株	(注)
野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資後の発行済株式総数	35,428,212株	(注)

(注) 前記「5. 野村証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行」に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

## 3. 今回の公募による自己株式の処分に係る自己株式数の推移

現在の自己株式数	180,644株	(平成29年6月30日現在)
公募による自己株式の処分に係る処分株式数	180,000株	
公募による自己株式の処分後の自己株式数	644株	

## 4. 調達資金の用途

### (1) 今回の調達資金の用途

今回の一般募集及び第三者割当増資による手取概算額合計上限 30,503,632,000 円については、13,400,000,000 円を平成 31 年 4 月末までに当社グループの調剤薬局及びドラッグストア等の新規出店及び既存店舗の改装並びに本社を含むシステム導入・入替に係る設備投資資金の一部に充当し、残額は平成 32 年 4 月末までに当社グループ各社の一部の子会社化時における株式取得資金、運転資金及び設備投資資金として金融機関から借入れた当社グループの借入金の返済資金の一部に充当する予定

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

であります。

調達した資金は当社普通預金口座に保管し、資金需要の発生都度使用することとしております。

なお、当社グループの設備投資計画につきましては、平成 29 年 8 月 22 日現在（ただし、既支払額については、平成 29 年 7 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

セグメントの名称	設備の内容	所在地	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
医薬事業	調剤薬局の新規開設 (開設予定店舗)	北海道地区	55,950	—	自己資金及び増資資金	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月	1 店舗
		東北地区	317,510	71,880				2 店舗
		北信越地区	50,226	—				1 店舗
		関東地区	357,023	14,531				7 店舗
		中部地区	80,000	—				1 店舗
		近畿地区	239,728	—				4 店舗
		四国・中国地区	271,501	47,407				5 店舗
		九州・沖縄地区	179,440	9,200				3 店舗
	調剤薬局の新規開設 (開設予定店舗)	—	3,600,000	—	自己資金及び増資資金	平成 30 年 5 月	平成 31 年 4 月	40 店舗
	調剤薬局の既存店舗の改装	—	2,588,000	165,452	自己資金及び増資資金	平成 29 年 5 月	平成 30 年 4 月	(注) 3.
調剤薬局の既存店舗の改装	—	1,800,000	—	自己資金及び増資資金	平成 30 年 5 月	平成 31 年 4 月	(注) 3.	
調剤薬局の既存店舗のシステム導入・入替	—	1,177,000	—	自己資金及び増資資金	平成 30 年 5 月	平成 31 年 4 月	(注) 3.	
物販事業	ドラッグストアの新規開設(開設予定店舗)	関東地区	988,000	—	自己資金及び増資資金	平成 29 年 10 月	平成 30 年 4 月	7 店舗
	ドラッグストアの新規開設(開設予定店舗)	—	750,000	—	自己資金及び増資資金	平成 30 年 5 月	平成 31 年 4 月	5 店舗
	ドラッグストアの既存店舗の改装	—	290,000	12,998	自己資金及び増資資金	平成 29 年 9 月	平成 30 年 4 月	(注) 3.
	ドラッグストアの既存店舗のシステム導入・入替	—	414,000	—	自己資金及び増資資金	平成 30 年 5 月	平成 31 年 4 月	(注) 3.
その他の事業	商業施設の改装等	—	613,000	49,840	自己資金及び増資資金	平成 29 年 5 月	平成 30 年 4 月	(注) 3.
	本社業務及び営業、運営用のシステム導入・入替	—	84,000	—	自己資金及び増資資金	平成 30 年 5 月	平成 31 年 4 月	(注) 3.

(注) 1. 金額には消費税を含めておりません。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 投資予定金額には敷金・保証金を含んでおります。
3. 完成後の増加能力については、合理的な算出が困難なため記載を省略しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金が業績に与える影響は短期的には軽微ですが、調達資金を新規出店に係る設備投資資金に充当することを予定しており、自己資本の充実・財務基盤の強化とともに、当社グループの企業価値向上及び中長期的な成長に資するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題として捉え、業績に応じた成果の配分を行うとともに、これを安定的に継続することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定につきましては、上記基本方針に基づき対象事業年度の利益状況とその後の事業展開等を総合的に勘案し決定するものとしております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、成長力の維持及び拡大に加え、財務体質の強化のために活用していく方針であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年4月期	平成28年4月期	平成29年4月期
1株当たり連結当期純利益	195.45円	249.69円	250.71円
1株当たり年間配当額 (うち1株当たり中間配当額)	30.00円 (-)	40.00円 (-)	50.00円 (-)
実績連結配当性向	15.3%	16.0%	19.9%
自己資本連結当期純利益率	13.8%	15.6%	14.0%
連結純資産配当率	2.1%	2.5%	2.8%

- (注) 1. 当社は平成26年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、1株当たり連結当期純利益及び連結純資産配当率の計算に使用する1株当たり連結純資産額については、平成27年4月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本(純資産合計から非支配株主持分を控除した額の期首と期末の平均)で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結純資産額(期首と期末の平均)で除した数値です。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ただし、一般募集と並行して株式会社セブン&アイ・ホールディングスを割当先とする第三者割当による新株式発行（以下「並行第三者割当」という。）が行われます。並行第三者割当にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に並行第三者割当が一般募集における親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）として行われたとした場合であっても、実質的に、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものではありません。

なお、一般募集が中止となる場合は、並行第三者割当も中止いたします。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年4月期	平成28年4月期	平成29年4月期	平成30年4月期
始 値	4,495 円 □2,600 円	4,260 円	5,100 円	7,750 円
高 値	5,250 円 □5,080 円	6,880 円	8,700 円	9,110 円
安 値	4,390 円 □2,404 円	4,150 円	5,080 円	7,680 円
終 値	5,220 円 □4,245 円	5,340 円	7,720 円	8,490 円
株 価 収 益 率	21.7 倍	21.4 倍	30.7 倍	一倍

(注) 1. 平成27年4月期の株価の□印は、株式分割（平成26年10月1日付で株式1株を2株に分割）による権利落後の株価を示しております。

2. 平成30年4月期の株価については、平成29年8月21日現在で表示しています。

3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成30年4月期の株価収益率については、期中であるため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、並行第三者割当の割当先である株式会社セブン&アイ・ホールディングスは野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として並行第三者割当により取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等を行わない旨合意しております。なお、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの当社株式の保有方針は、後記「9. 割当先の選定理由等 (3) 割当先の保有方針」をご参照ください。

上記の場合において、野村證券株式会社は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、一般募集に関連して、当社株主である大谷喜一及び当社株式を信託財産とする退職給付信託

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



の委託者である丸紅株式会社は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

更に、一般募集に関連して、当社は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、並行第三者割当、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 7. 資金使途の合理性に関する考え方

当社グループの事業方針は、調剤薬局及び都市型ドラッグストアの積極的な出店による事業拡大を継続するとともに、M&Aについても、優良な案件については、積極的に活用することにより、株主価値を高めることにあります。

今回の調達資金は、前記「4. 調達資金の使途 (1) 今回の調達資金の使途」に記載のとおり、当社グループの設備投資資金及び借入金の返済資金に充当する予定であります。

調達資金の充当により新規出店、改装を実施した調剤薬局及びドラッグストアは新たな収益を創出し、更に通常の営業キャッシュ・フローにより得た資金により、大型のM&Aにも機動的に対応できる財務体質を構築いたします。

以上のことから、今回の調達資金の使途は株主価値を高めるためのものであり、合理的であると考えております。

## 8. 第三者割当による新株式発行における発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

並行第三者割当の払込金額は、一般募集の発行価格及び処分価格と同額といたします。一般募集の発行価格及び処分価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により決定いたします。

したがって、並行第三者割当の払込金額の決定方法は、会社法第 201 条第 2 項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当する適切な決定方法であると当社は判断しており、並行第三者割当の払込金額は会社法に定める特に有利な条件には該当しないものと判断しております。なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成 29 年 8 月 22 日(火)開催の取締役会において、監査役 3 名全員（うち社外監査役 2 名）が適法である旨意見を表明しております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

並行第三者割当により発行される株式数は 270,000 株（議決権の数 2,700 個）であり、平成 29 年 8 月 22 日現在の当社の発行済株式総数 31,888,212 株に対する割合は 0.8%（平成 29 年 4 月 30 日現在の総議決権数 317,010 個に対する割合は 0.9%）に相当するものであります。なお、一般募集及び並行第三者割当並びに本件第三者割当増資により発行又は処分される合計株式数は最大 3,720,000 株（議決権の数最大 37,200 個）であり、平成 29 年 8 月 22 日現在の当社の発行済株式総数 31,888,212 株に対する割合は最大 11.7%（平成 29 年 4 月 30 日現在の総議決権数 317,010 個に対する割合は 11.7%）に相当するものであります。これにより結果として株式の希薄化が生じることとなりますが、

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

前記「4. 調達資金の使途 (1) 今回の調達資金の使途」に記載のとおり、今回の調達資金は当社グループの設備投資資金及び借入金の返済資金に充当する予定であり、当社のさらなる企業価値の向上に資するものであるため、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 9. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要 (平成 29 年 2 月 28 日現在。特記しているものを除く。)

① 名 称	株式会社セブン&アイ・ホールディングス	
② 所 在 地	東京都千代田区二番町 8 番地 8	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 井阪 隆一	
④ 事 業 内 容	事業を営む会社の事業活動の支配・管理	
⑤ 資 本 金	50,000 百万円	
⑥ 設 立 年 月 日	平成 17 年 9 月 1 日	
⑦ 発 行 済 株 式 数	886,441,983 株	
⑧ 決 算 期	2 月末日	
⑨ 従 業 員 数	54,448 名 (連結)	
⑩ 主 要 取 引 先 ( 主 要 子 会 社 )	株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマル、株式会社そごう・西武	
⑪ 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行	
⑫ 大株主及び持株比率	伊藤興業株式会社	7.77%
	日本マスタートラスト	5.14%
	信託銀行株式会社 (信託口)	
	日本トラスティ・サービス	4.50%
	信託銀行株式会社 (信託口)	
	日本生命保険相互会社	1.99%
	(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	
	伊藤雅俊	1.90%
	野村證券株式会社	1.88%
	三井物産株式会社	1.83%
(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)		
日本トラスティ・サービス	1.37%	
信託銀行株式会社 (信託口 4)		
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	1.30%	
(常任代理人 株式会社みずほ銀行)		
日本トラスティ・サービス	1.26%	
信託銀行株式会社 (信託口 7)		
⑬ 当事会社間の関係	資 本 関 係	割当先は当社の普通株式 2,480,000 株を保有しております。(平成 29 年 4 月 30 日現在)
	人 的 関 係	割当先の役職員 1 名が当社の社外取締役を兼務しております。
	取 引 関 係	当社ドラッグストアが、割当先グループ会社の商業施設に 4 店舗出店しており、賃貸借取引があります。
	関連当事者への該 当 状 況	該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態		(単位：百万円。特記しているものを除く。)		
決 算 期	平成27年2月期	平成28年2月期	平成29年2月期	
連 結 純 資 産	2,430,917	2,505,182	2,475,806	
連 結 総 資 産	5,234,705	5,441,691	5,508,888	
1株当たり連結純資産(円)	2,601.23	2,683.11	2,641.40	
連 結 営 業 収 益	6,038,948	6,045,704	5,835,689	
連 結 経 常 利 益	341,484	350,165	364,405	
親会社株主に帰属する当期純利益	172,979	160,930	96,750	
1株当たり連結当期純利益(円)	195.66	182.02	109.42	
1株当たり配当額(円)	73.00	85.00	90.00	
(うち1株当たり中間配当額)	(36.50)	(38.50)	(45.00)	

(注) 1. 平成28年2月期の1株当たり配当額には、創立10周年記念配当8円を含んでおります。  
 ※割当先は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、割当先が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

#### (2) 割当先を選定した理由

割当先である株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、コンビニエンスストア、スーパーストア、百貨店等を事業会社として所有し、全国に小売に関する販売ネットワークを構築しております。

当社と割当先である株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、両社グループの持つ経営資源を相互に活用することにより、両社のお客様に対しより付加価値の高く専門性に優れた商品・サービスの提供を行うことが、相互の企業価値向上に繋がるものと確信し、「店舗に関する提携」、「医薬販売に関する提携」及び「商品開発に関する提携」を骨子とした業務・資本提携契約を平成20年8月5日付で締結しております。

同社に対する割当ては、上記による両社のさらなる関係強化を図ることを趣旨としたものであります。

#### (3) 割当先の保有方針

割当先である株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、当社との業務提携関係の継続を前提として、原則として中長期的に保有する方針であります。

なお、当社は割当先が払込期日(平成29年9月6日(水)から平成29年9月12日(火)までの間のいずれかの日)から2年間において、当該割当株式の全部又は一部の譲渡を行うこととなった場合には、当該譲渡を受けたものの氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき確約書の締結をいただくことの内諾を受けております。

なお、割当先は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として並行第三者割当により取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

#### (4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当先の払込みに要する財産の存在について、割当先が平成29年7月14日に関東財務局長に提出した第13期第1四半期報告書により、当該割当先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

10. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 29 年 4 月 30 日現在）		募集後	
大谷 喜一	10.16%	大谷 喜一	9.14%
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	7.78%	株式会社セブン&アイ・ホールディングス	7.76%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 丸紅口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式 会社	5.00%	みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 丸紅口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式 会社	4.50%
株式会社北海道銀行	4.62%	株式会社北海道銀行	4.15%
ジェーピーモルガンチエースオツペンハイマー ジャスデツク レンディング アカウ ント (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	3.65%	ジェーピーモルガンチエースオツペンハイマー ジャスデツク レンディング アカウ ント (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	3.28%
株式会社北洋銀行	3.40%	株式会社北洋銀行	3.06%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信 託口)	3.19%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信 託口)	2.87%
エムエルプロセグリゲーションアカウ ント (常任代理人 メリルリンチ日本証券株式 会社)	2.97%	エムエルプロセグリゲーションアカウ ント (常任代理人 メリルリンチ日本証券株式 会社)	2.67%
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式 会社)	2.66%	MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式 会社)	2.39%
ゴールドマンサックスインターナシ ョナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス 証券株式 会社)	2.64%	ゴールドマンサックスインターナシ ョナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス 証券株式 会社)	2.38%

(注) 1. 平成 29 年 4 月 30 日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 募集後の持株比率は、平成 29 年 4 月 30 日現在の発行済株式総数に一般募集による増加株式数を加味し、本件第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

11. 企業行動規範上の手続きに関する事項

並行第三者割当は、①希釈化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条及び証券会員制法人札幌証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第 2 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

12. 最近 3 年間の業績

	平成 27 年 4 月期	平成 28 年 4 月期	平成 29 年 4 月期
連 結 売 上 高	187,904,956 千円	234,843,598 千円	248,110,130 千円
連 結 経 常 利 益	11,697,847 千円	15,158,018 千円	15,080,613 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	6,197,170 千円	7,917,117 千円	7,949,399 千円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益	195.45 円	249.69 円	250.71 円
1 株 当 たり 配 当 金 (うち 1 株 当 たり 中 間 配 当 額)	30.0 円 (-)	40.0 円 (-)	50.0 円 (-)
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	1,511.57	1,679.69	1,895.63

(注) 当社は平成 26 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っており、1 株当たり連結当期純利益及び 1 株当たり連結純資産については、平成 27 年 4 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## II. 主要株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

平成 29 年 8 月 22 日開催の取締役会において決議した前記「I. 公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分並びに株式売出し」に記載の新株式発行及び自己株式の処分に伴い、主要株主である大谷 喜一が主要株主でなくなることが見込まれるものであります。

### 2. 異動する株主の概要

- (1) 氏 名 大谷 喜一
- (2) 住 所 札幌市豊平区
- (3) 当 社 と の 関 係 当社代表取締役社長

### 3. 異動前後における当該株主の所有議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 29 年 4 月 30 日現在)	32,384 個 (3,238,400 株)	10.22%	第 1 位
異動後	32,384 個 (3,238,400 株)	9.26%	第 1 位

(注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 29 年 4 月 30 日現在の発行済総株式数 31,888,212 株から議決権を有しない株式として平成 29 年 4 月 30 日現在の単元未満株式 6,612 株と自己株式 180,600 株を控除した総株主の議決権の数 317,010 個を基準に算出しております。

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、(注) 1. で用いた総株主の議決権の数 317,010 個に平成 29 年 8 月 22 日開催の当社取締役会において決議した公募による新株式発行（一般募集）、公募による自己株式の処分（一般募集）及び株式会社セブン&アイ・ホールディングスを割当先とする第三者割当による新株式発行の払込期日に増加が見込まれる議決権の数 32,700 個を加算した総株主の議決権の数 349,710 個を基準に算出しております。

### 4. 異動予定年月日

前記「I. 公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分並びに株式売出し」の 1. 乃至 3. に記載の払込期日（発行価格等決定日の 5 営業日後の日）。

### 5. 今後の見通し

今回の主要株主の異動による業績への影響はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。